

学校法人関東学院役員、評議員及び特別職の報酬等に関する規程

(2019年12月14日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人関東学院寄附行為第66条第1項の規定に基づき、役員、評議員及び特別職にある者の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、寄附行為第6条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）であって、その名称の如何を問わない。ただし、役員の報酬等にはこの法人の定める教職員に関する給与規程に基づいて支払われるものを含まない。
- (5) 評議員とは、寄附行為第40条第1項に規定する者をいう。
- (6) 特別職とは、理事長、学院長、常務理事及びこの法人が設置する学校の長の職をいう。
- (7) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員のうち特別職にある者に対しては、報酬、賞与、手当、退職金及び退任慰労金
- (2) 常勤の役員のうち特別職にない者及び非常勤の役員に対しては、手当及び退任慰労金
- (3) 評議員に対しては、別表4による報酬及び交通費を支給する。この場合において利用する経路が二つ以上あるときは、交通費の額は、運賃、所要時間、距離等について、最も経済的かつ合理的と認められる経路によるものとする。
- (4) 役員でない特別職に対しては、報酬、賞与、手当及び退職金

2 前項の報酬等は、学校に所属する役員又は特別職にある者については所属する学校が、学校に所属しない役員又は特別職にある者並びに評議員については法人が負担する。ただし、役員であることに伴う手当及び退任慰労金については、この規程の定めるところによる。

3 第1項の報酬及び手当の支給は月例とする。

(特別職の報酬額)

第4条 特別職にある者に対する報酬は、別表第1-1又は別表第1-2により支給する。

2 特別職にある者がこの学院の教育職である場合は、教員としての職務に対する報酬として別表第2-1により支給する。

3 特別職にある者がこの学院の教育職でない場合の報酬は、別表第2-2により支給する。

(役員手当)

第5条 役員には、役員であることに伴う手当を別表第3により法人が支給する。

(賞与額の算定方法)

第6条 特別職にある者に、賞与を支給する。この場合における支給基準は、当該特別職にある者が所属する学校又は法人事務局の規程を準用する。

(退任慰労金等)

第7条 役員が退任したときは、別に定める法人役員退任慰労金支給基準により退任慰労金を法人が支給する。

2 特別職にある者及び特別職であった者がこの学院を退職したときは、退職金を支給する。この場合における支給基準は、関東学院退職金規程及び関東学院特別退職金規程を適用する。

3 役員が、学校法人関東学院寄附行為第10条の2第1項第2号を除く各号のいずれかの理由で解任されたときは、理事会の議決により、退職金又は退任慰労金の全額又は一部を支給しないことができる。

4 第1項の定めにかかわらず、寄附行為第67条の規定に基づき、この法人に対する損害賠償責任の一部免除を受けている役員に退職金又は退任慰労金を支給する場合には、評議員会の承認を受けなければならない。

(費用)

第8条 役員がこの学院の業務のために理事会若しくは評議員会に出席するとき又は他の学校法人等に出張するときは、法人事務局旅費規程により、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行にあたって、旅費以外の費用を要する場合は、事前の申出と承認に基づき当該費用を支給する。

(報酬等の改定)

第9条 この規程に定める報酬等の基準の改定は、評議員会に諮問し、その意見を聴いたうえで理事会において決定する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、寄附行為第83条第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会に諮問し、その意見を聴いたうえで理事会において決定する。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、学校法人関東学院役員の給与等に関する規程（平成2年2月5日制定）及びこれに関連する内規は廃止する。

附 則

この規程は、2025年4月26日に改正し、同年5月1日から施行する。

ただし、第3条第1項第3号に規定する規程の施行期日は、2025年度の定期評議員会終結時とする。

別表第1-1 (第4条第1項関係)

特別職	教育職を兼務しているとき
理事長	650,000円
学院長	440,000円
常務理事	340,000円
大学長	640,000円
中高校長	410,000円
小学校校長	240,000円
こども園長	240,000円

別表第1-2 (第4条第1項関係)

特別職	教育職を兼務していないとき
理事長	530,000円
学院長	240,000円
常務理事	210,000円
大学長	510,000円
中高校長	170,000円
小学校校長	40,000円
こども園長	30,000円

別表第2-1 (第4条第2項関係)

特別職	教育職を兼務しているとき
理事長	大学教員俸給表1級35号俸
学院長	大学教員俸給表1級35号俸
常務理事	大学教員俸給表1級35号俸
大学長	大学教員俸給表1級35号俸
中高校長	中高教諭俸給48号俸
六浦中高校長	六浦中高教諭俸給51号俸
両小学校校長	小学校教諭俸給表48号俸
両こども園長	こども園教職員俸給表40号俸

別表第2-2 (第4条第2項関係)

特別職	教育職を兼務していないとき
理事長	職員俸給表1級23号俸
学院長	職員俸給表1級23号俸
常務理事	職員俸給表1級23号俸
大学長	職員俸給表1級23号俸
両中高校長	職員俸給表1級23号俸
両小学校校長	職員俸給表1級23号俸
両こども園長	職員俸給表1級23号俸

別表第3 (第5条関係)

	役員手当	備考
理事長	35,000円	常任理事会構成員
学院長	35,000円	常任理事会構成員
常務理事	35,000円	常任理事会構成員
一号理事	35,000円	常任理事会構成員
一号理事	25,000円	常任理事会非構成員
二号理事	25,000円	常任理事会非構成員
三号理事	25,000円	常任理事会非構成員
四号理事	25,000円	常任理事会非構成員
五号理事	25,000円	常任理事会非構成員
六号理事	35,000円	常任理事会構成員
常勤監事	350,000円	
監事	100,000円	

別表第4（第3条第1項第3号関係）

評議員	報酬
一号評議員	3,000円
二号評議員	3,000円
三号評議員	5,000円
四号評議員	5,000円
五号評議員	5,000円
六号評議員	8,000円
七号評議員	3,000円